

日 時 平成26年2月1日（土）18:55～21:10

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）向井、山本（徹）、北川、上野、太田、東、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本（和）

（監事）谷口、齊藤 欠席 足立

（事務局）木村、妹尾、長谷川、鶴田 <敬称略>

## 1. 報告・連絡事項

### (1) 会長から

#### ①「平成25年度<活動>監査事項」に関する対応について

12月7日に監事から会長あてに提出された「平成25年度<活動>監査事項」に関する対応を取りまとめたので、内容確認のうえ、意見があれば次回の理事会で出していきたい。

#### ②4月の定時総会からは代議員が95名となるので、円滑な運営と適切な議論を進めるために、事前に質問事項を提出していただくこととしたい。

#### ③理事会も総会と同様、傍聴制を採用することを検討したい。

#### ④若寿会が町内会活動についての研修会を2月15日に実施するので、各町内会の新旧役員に参加していただきたい。

### (2) 各町内会・各グループ・事務局から

#### ・地域福祉グループから

明日2月2日、社協・民児協・社会福祉委員の50名で、地域支えあい活動として、認知症対策に関して、市・長寿福祉課から来ていただいて研修会を開催する。また、災害等の緊急時における相互の助け合いの仕組みとして「安心のバトン」制度を、市の仕組みと組み合わせるため、その勉強会も行う。町内会役員会の中で社会福祉委員からその研修会の内容について報告できるよう配慮願いたい。

## 2. 審議事項

### (1) 会長および監事の選定について

【結論】平成26年度の会長の候補者として、現会長の中原勝一さんを選定。

監事の候補者として、現若草七丁目町内会長の東泰雄さんと、前まち協副会長・前民児協会長の松本孝子さんを選定。

### (2) 決算および予算について

#### ①決算：予備費の処理について

平成26年度から志津南学区まちづくり協議会となり、学区全体活動と地区別活動とに区分することに伴い、会費も学区全体活動に対してまち協会費として1,800円、地区別活動に対して若草・岡本西ブロック地区別活動費として900円、合計2,700円をこのように区分することになっている。今年度予算における予備費(2,137,596円)をどう取り扱うか、下記3案が考えられる。これについて、次回の理事会で結論を出したい。

・A案：全額を「まちづくり協議会」の次年度繰越金とする。

(志津南地区まち協は、今回解散して学区まち協になるのではなく、追分南地区が加入して名称・組織を変更するのであって、組織としては連続性のあるものである。よって全額を次年度へ繰り越す。)

・B案：全額を「若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計」の繰入金とする。

(これまでの志津南地区まち協の予備費は、この地区のお金であり、全額を若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計に入れて、学区まち協の繰越金は0でスタートする。)

・C案：「1,800円：900円」の比率で案分する。(1,437,596円と700,000円)

(現在の会費2,700円の内訳として、まち協会費分1,800円と地区別活動費分900円の比率で按分する。)

②予算：人権教育推進委員会の町内学習懇談会助成金について

これまで人権教育推進委員会が、町内学習懇談会について各町内会へ助成金を支給してきた。それは同委員会が、以前の同和教育推進協議会のときから市の補助金を受け、その中身がそのようになっていたためである。同委員会から町内会に現金支給（5,000円×9町内会＝45,000円）する予算となっていて、平成24年度までは現金支給し、平成25年度は現物支給（ペットボトル飲料90円×24本×9町内会＝19,440円）とした。これにより、平成25年度の各町内会の収入のうち、同委員会助成金は0円となる。

平成26年度からは同委員会から町内会への横のお金の流れはやめて、同委員会の予算から「町内学習懇談会助成金」をなくす。また、各町内会の予算の収入のうち「人権教育推進委員会助成金」をなくし、支出のうち「町内学習懇談会経費」は残すこととしていただきたい。

町内学習懇談会は、人権教育の観点から進めるべきだと思うが、強制されてやるものではない。市の同和教育推進協議会があり、各学区・地区に同和教育推進協議会があって、志津南地区では人権教育推進委員会である。元々は同和問題に関する研修会であったが、今は同和問題に限らず、女性・外国人・障害者・高齢者・子ども等いろいろな人権問題がある中で、広く人権問題について考えようとする町内学習懇談会であり、みんなで自主的にやっていくという方向だろうと考える。

これについて、町内会役員会での理解を得ながら、次回の理事会で結論を出したい。

【質問】なぜ、そうするのか

【回答】他の団体の場合も横のお金の流れがあったが、まち協から当該団体に直接支出するようにした。つまり、横のお金の流れをやめて、すっきりさせたほうがよい。もう1点は、元々の同和教育推進協議会の活動の趣旨が町内学習懇談会の定着にあったが、今や定着されたと考えてよいと思うので、助成金の支給はやめてもよいと考えている。

(3) 若草・岡本西ブロック自主防災連合会規則の制定について

臨時総会での決定に基づき、自主防災連合会規則の制定が必要で、先の答申書をもとに、その制定案を作成した。また、町内自主防災会規則の改正案を添付しているのので、これを参考に各町内会で検討していただきたい。自主防災会会長は「若草・岡本西ブロック自主防災連合会の自主防災ブロック会議の構成員となる」ということにしている。

この制定案について、次回の理事会で議論し3月中に確定させたい。

(4) 若草・岡本西ブロック地区別活動規則の制定について

これも臨時総会での決定に基づき、地区別活動規則の制定が必要である。地区別活動委員会は、ブロック内の町内会長9名と地区別活動団体の代表者4名の計13名で構成することとしている。また、委員長には学区まち協副会長（若草・岡本西ブロックの町内会長から選出された副会長）が就くこととしている。

また、従来まち協会則施行細則に定めていた「倉庫の日常管理」の規定を施行細則から削除したので、これを「若草地区集会所管理規則」の中に、「若草地区倉庫日常管理規程」として含めたい。これについても、次回の理事会で議論し3月中に確定したい。

(5) 志津南地区広報委員会規則の改正案について

臨時総会で「志津南地区広報事業規則」を改正し「志津南学区広報活動規則」としたが、「広報委員会規則」についても平成20年3月23日に制定されたままであり、「地区を学区に変更する」という改正をしたい。これは理事会で了承があれば改正できる。条文内容については広報委員会で議論し、平成26年度に「広報活動規則」と共に、一体として整備していきたい。

3. その他

- ・7月6日の理事会で、スポーツまつりの実施について議論しており、体振の会議にオブザーバーとして出席したり、10月6日のスポーツまつりに参加したりして、その上で改めて理事会で議論することとなっていたので、次回の理事会で意見を出していただきたい。
- ・次回の理事会は3月1日に実施する。また、3月29日は新旧合同理事会とし、4月の定時総会の議案について承認していただくこととなる。

以上